

図表1 税額控除の内容

法人事業税		寄附金額×20% (法人事業税額の20%が上限)
法人住民税	①法人道府県民税	寄附金額×5.7% (法人道府県民税法人税割額の20%が上限)
	②法人市町村民税	寄附金額×34.3% (法人市町村民税法人税割額の20%が上限)
法人税		次のいずれか少ない金額 (法人税額の5%が上限) ⑦上記①②で控除しきれなかった金額 ①寄附金額×10%

所得金額のうち800万円までは19%の税率の適用とされ、さらに租税特別措置法の

図表2 制度活用による軽減効果



(出所) 図表1・2とも筆者作成

規定により、適用除外事業者に該当しなければ15%まで軽減されている(図表3)。

▶ 中小企業経営強化税制等の改正

# 中小企業経営強化税制は適用期限を2年延長し類型要件を一部改正

**法**

人分野の重要改正項目としては、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)と納税)の改正、法人税率の改正と防衛特別法人税の創設、中小企業経営強化税制の改正等が挙げられる。

**地方創生応援税制の改正概要**

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)とは、青色申告法人が令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、認定地方公共団体が行う「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金を支出した場合、図表1に掲げる税額控除ができる制度である。

この制度の活用により、寄附金の損金算入による軽減(寄附額の約3割)と税額控除(寄附額の最大6割)を合わせて、最大で寄附額の約9割の軽減効果が期待できるとされている(図表2)。

**地方公共団体の手続きについて改正**

過去において、寄附をした法人の子会社が地方公共団体から事業を受注した案件について、地方公共団体が寄附を受けた法人に対し便宜供与を行ったとして、計画の認定が取り消されるといった事例が発生した。

そこで再発防止のため、地方公共団体の手続きについて次の措置が講じられることとなった。

- ・地方公共団体は、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出
- ・地方公共団体は、寄附をした法人の名称を内閣総理大臣に報告および公表(特定の契約についてののみ)
- ・内閣総理大臣は、前記の報告を受けた寄附活用事業および法人の名称を公表
- ・その他一定の措置

また、適用期限が令和7年3月31日から3年延長され、令和10年3月31日までに支出した寄附金について適用されることとなった。

**法人税率の改正と防衛特別法人税の創設**

①従来の法人税率の改正  
法人税の税率は、原則23.2%とされている。資本金1億円以下であることなどを要件とする「中小法人」に該当する法人は、その事業年度の

**特例適用期限を延長し特例内容も一部改正**

今回の改正では、租税特別措置法に規定される15%の軽減税率の特例適用期限が2年延長されるとともに、この特例の内容も一部変更されることとなった。

大きな変更点としては、グループ通算制度を利用している法人は、中小通算法人であっても15%の軽減税率の適用がなくなり19%となった。

また、これまで所得の金額が800万円以下なら15%の税率適用とされていたところを、その事業年度の所得の金額が10億円を超えているかどうか、判定の要素とされることとなった。

10億円以下ならこれまでと同様の取扱いとなり、10億円を超えた場合は800万円以下は17%で課されることとなる。

**中小企業経営強化税制の改正概要**

中小企業経営強化税制は、青色申告書を提出する中小企業者、農業協同組合等、商店街振興組合で、中小企業経営強化法の認定を受けた同法に規定される特定事業者が、令和7年3月31日までの期間内に、経営力向上設備等で一定

②防衛特別法人税(仮称)の創設  
防衛力の抜本的な強化を行うための安定的な財源を確保するため、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、下記の防衛特別法人税が法人税の新たな付加税として課されることとなった。

- ・防衛強化法人税Ⅱ(基準法人税額1500万円)×4%

※令和8年4月1日以後開始事業年度より適用